

石炭の呪縛

パリ協定を弱体化させる国際的な石炭への資金支援

要約

気候変動の危機が迫る中、世界はクリーンエネルギーに移行し、ほとんどの化石燃料燃焼を回避しなければならない。特に、世界中の化石燃料から排出される炭素の 5 分の 2 を占める石炭は問題である。石炭は他のいかなる個々の発生源よりも多くの炭素を排出する。にもかかわらず、各国政府は石炭依存を助長するような事業への支援を続けている。

各国政府が他国での投融資に使える公的資金枠は限られており、確実なエネルギーアクセスのない場所に必要なエネルギー源を届けることを目的に使われることが多い。エネルギーアクセスを広げることは価値ある投融資だが、石炭火力発電所や炭鉱、あるいは石炭輸送用の鉄道や港湾建設といった石炭関連事業の形となってしまうことが多々ある。これらの“汚い”投融資は、発展途上国にエネルギー供給をもたらすと見せかけながら、大気汚染、水質汚染、住民の健康被害、さらには環境破壊を引き起こす。石炭事業への支出や稼働は何十年も継続するため、途上国は重度の炭素集約型のエネルギーシステムから抜け出せなくなってしまう。

今こそ、持続可能かつ経済性のあるクリーンエネルギーに流れを変えるときである。2015 年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議では、195 ヶ国が化石燃料への依存を断ち切り、地球の気温上昇を抑える努力をすることに合意した。パリ協定はさらに、数兆ドルもの資金を低炭素排出で気候変動に対してレジリエントな開発に向けた投資に切り替えるように呼びかけている。世界は、限られた公的資金の使い道を慎重にシフトさせていかなければならない。

G20 諸国の政府は、多くは輸出信用機関（ECAs）を通じて、国際的な石炭への資金支援に大きく関与している。これらの支援の見返りは、石炭事業が行われる資金受け入れ国の企業よりむしろ、資金供与国の企業の方が大きい。反対に、新興経済国には経済、住民の健康、環境への影響などに関する課題が残される。残念ながら、金融機関が自ら関与した事業の情報を公開することはほとんどない。本報告書および付随のデータベースは、金融機関が資金供与した事業の情報を提供する。

分析結果

1. G20 諸国は 2007 年から 2015 年までの間に 760 億ドルもの資金を国際的な石炭事業に供与した。中国、日本、ドイツ、韓国、4 カ国からの支援が総額の 5 分の 4 を占めており、その内訳は以下の通りである。

| | |
|-----|---------|
| 中国 | 250 億ドル |
| 日本 | 210 億ドル |
| ドイツ | 90 億ドル |
| 韓国 | 70 億ドル |

2. G20 諸国は新規の石炭事業に 240 億ドル以上の支援を行う検討をしており、その内訳は以下の通りである

| | |
|-----------|---------|
| 日本の資金拠出計画 | 100 億ドル |
| 中国の資金拠出計画 | 80 億ドル |
| 韓国の資金拠出計画 | 20 億ドル |

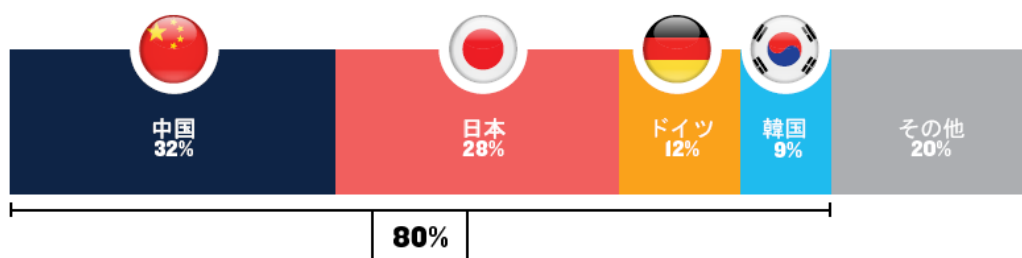
3. G20 諸国から石炭支援を授与している国のトップ 3 は、インドネシア (110 億ドル)、ベトナム (100 億ドル)、南アフリカ (70 億ドル) である。インドネシアと南アフリカは G20 構成国でもある。

4. 低所得国が授与するのは G20 諸国の国際的な石炭支援のうち 2%に満たない。石炭に投融資される公的資金は最貧国のエネルギーアクセスを拡大するために使われているとの主張に反し、ほとんどの資金は中所得国あるいは高所得国に流れていた。

いくつかの国際開発金融機関や経済協力開発機構 (OECD) 加盟国の輸出信用機関は石炭への資金の流れの制限を約束している。中国のグリーンクレジット・ガイドラインは、国外への投融資を行う際に気候リスクを考慮することを銀行に求めている。それでも新規の石炭関連事業への公的支援は低下する兆しが見えない。環境破壊、汚染、健康被害といった外部コストを考慮せず、石炭生産者が低金利かつ借入保証された資金を優先的に得られれば、代替クリーンエネルギーの事業よりも石炭関連事業が不当に優遇されることになる。新たに構築される石炭関連インフラは、数十年もの間、利用する国々の有害な温室効果ガス排出を固定する「石炭の呪縛」になる。石炭支援は低炭素経済への移行の妨げとなる。石炭の使用による気候変動と健康への重大な影響を考えれば、石炭事業への公的支援はすぐに止めるべきである。気候変動への対応と透明性向上を図るため、以下を提言する。

- ◆ G20 諸国は、石炭への資金支援の規制を強化し、石炭火力発電所に限らず、探鉱および採掘を含む全ての石炭事業を対象とすべきである
- ◆ 各国の政策決定者は、それぞれの国の状況に合わせて、石炭への資金支援を規制するための明確なガイドラインを作成し、その中でパリ協定と整合性を持った将来のエネルギー支援を確保するための明確な基準や、外部コストの適切な内部化も盛り込むべきである
- ◆ 各国政府および国際開発金融機関は、輸出信用機関、開発金融機関、国有銀行などを含む全ての公的機関による石炭支援を公開すべきである

2007～2015 年までの間に国際的な石炭事業に投融資を行った国別比率



2007 年から 2015 年までの間に G20 諸国が行った国際的な石炭事業への投融資のうち、これら 4 カ国が行った金額は 8 割に達する。

本報告書は、G20 諸国（アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、韓国、トルコ、イギリス、アメリカ）における 2007 年から 2016 年 9 月までの国際的な石炭支援の状況を踏まえて作成している。

欧州連合（EU）も G20 構成国であるが、今回の分析には EU 加盟国の中から G20 の個別の構成国である国々のみを抽出した。G20 を選んだ理由は、世界的に多様な国々で構成されており、世界の政策決定において重要な役割を担っているからである。なお、G20 各国は石炭への資金提供国でもあり、資金受入国でもある。

G20 諸国のうち今後も国際的な石炭事業への巨額な投融資を計画している国々

